

企業の森

花粉対策事業に賛同し、協力していただける企業・団体から、植栽・保育作業にかかる森林整備費用の相当額を寄付していただく「企業の森」事業を行っています。「企業の森」では、企業・団体との協定期間内に社員による体験や研修の場等として森林を活用いただくため、比較的交通の便が良く、傾斜の緩やかな森林を選定しています。このような森林の所有者には、「企業の森」へのご協力をお願いする場合があります。

また、上記以外の森林も、「ネーミングライツの森」として企業・団体に紹介する場合がありますので、こちらもお協力をお願いします。

「企業の森」の仕組み

- ・ 森林所有者、企業・団体、(公財)東京都農林水産振興財団の三者で、森林整備に関する10年間の協定を結ぶ
- ・ 企業・団体は、花粉の少ない森づくり募金への協力と森林整備費用の相当額を寄付
- ・ 協定期間内に、社員による体験や研修の場等として森林を活用
- ・ 新たな仕組みとして社員の体験や研修をとまなわない
「ネーミングライツの森」への企業・団体の参画も募集



花粉対策のご案内

花粉の少ない未来のために今できることを

伐
る

植
える

育
てる

花粉の少ない未来へ



育てます 豊かな食とみどりの東京
公益財団法人 **東京都農林水産振興財団**
Tokyo Development Foundation for Agriculture, Forestry and Fisheries

花粉対策室(主伐・保育担当)
TEL:0428-20-8134

花粉の少ない森づくり運動担当(企業の森担当)
TEL:0428-20-8153 E-MAIL:moridukuri@tdfaff.com
<https://moridukuri.tokyo/>

〒198-0036 東京都青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎3階

花粉対策事業の概要

花粉を多く飛散するスギ・ヒノキ林を伐採し、花粉の少ないスギ・ヒノキ等を植栽・保育する花粉の少ない森づくりを行っています。また、森林循環(植栽、保育、伐採、木材利用のサイクル)を促進し、伐採した木材を東京の木多摩産材として供給することで、林業の振興や地球温暖化対策に取り組んでいきます。

1 申込み

多摩森林計画区域内にある、約40年生以上のスギ・ヒノキ林の所有者からのお申込みを受け付けます。

- ※ 契約対象者は登記簿上の所有者になります。(所有者の同意を得た上で、代理人が申請することは可能です。)
- ※ 各種法令等に指定される伐採禁止区域は受付できません。
- ※ 共有林は、全共有者の同意を得てからお申込みください。



伐採後も根株による土壌の緊縛効果により、新たな植栽木が育つまでの間、山腹斜面の安定が図られるとされています。

2 調査

森林を評価するための立木調査や測量調査に加え、土地の権利関係調査や希少動植物の調査等を行います(お申込みの状況により、調査には長期間を要する場合があります)。



立木調査



測量調査

5 植栽・保育

20年間の保育作業を行います。植栽木の所有者は土地所有者です。条件の良い森林については「企業の森」による保育にご協力をお願いする場合があります。

「企業の森」について詳しくは裏面へ

保育作業工程例



①シカ対策



②植栽



③下刈り

3 評価・契約

評価結果を所有者に提示し、金額にご納得いただければ、※1「立木売買契約」及び※2「造林及び保育事業に関する契約」をそれぞれ結びます。ただし、評価額がマイナスとなる場合は契約することはできません。

- ※1 伐採の前段階として、財団が所有者から立木を購入する契約
- ※2 財団等が伐採跡地へ花粉の少ないスギ等を植栽し、その苗木を20年間保育管理することに関する契約

4 伐採・搬出

伐採・搬出等の作業を行い、花粉の少ないスギ・ヒノキ等を植栽する準備をします。

伐採作業工程例



▲①伐採



▲③枝葉整理
◀②造材

契約満了
所有者へ返還